

〈配慮事項〉

- 本町に及ぼす影響が最も大きな津波により避難が必要となる地域の把握
- 避難が必要な地域の中で徒歩での避難が困難な地域の把握
- 避難先、避難路等の把握
- 避難方法の検討

津波数値解析で得られた、本町に最も大きな影響を及ぼすと考えられる津波の浸水予想地域に基づき、住民等の避難が必要とされる対象地域である避難対象地域及び避難困難地域を設定する。

1 避難対象地域

避難対象地域は、津波が発生した場合、浸水被害が予想されるために避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。

津波浸水予想地域を対象に、津波数値予測の精度等を勘案し、安全側に立ってバッファゾーンを考慮することを考えられるが、現時点においては浸水予想地域と同様とする。

2 避難困難地域

地震発生から本町に津波が最も早く到達するまでの時間内に、徒歩で避難対象地域の外へ避難することが困難な地域を避難困難地域として設定する。

3 避難場所・避難施設

(1) 避難場所

地域防災計画で指定する避難場所は、津波に対する避難を目的とした避難場所ではないため、本計画では、津波に対する避難場所として避難対象地域の外にある既存の避難場所を対象とする。

(2) 避難施設

避難困難地域の人口から考えて、計画から3ヵ年以内に、避難困難地域に1.5基程度の津波避難タワーの整備を予定。

津波避難タワーの規模要件は、次のとおりである。

■津波避難タワーの要件

| 項目 | 規模内容 |
|-----|---------------|
| 構造 | 鉄骨 |
| 高さ | 浸水深+ α |
| 位置 | 公共用地を最大限に活用 |
| 収容力 | 400人～1200人程度 |

4 津波避難ビル等

現時点において津波から我が身を守るためには、まず高台に避難することが大原則であるが、本町のように平野部のため高台までの避難に時間を要する場合や、地震発生から津波到達までの時間的余裕が極めて少なく、避難のための十分な時間を確保できない地域の場合は、堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用する、いわゆる津波避難ビル等の指定が考えられる。

津波避難ビルの指定要件は、次のとおりである。

■津波避難ビルの要件

| 項目 | 指定要件 |
|-----|--|
| 構造 | 原則として、鉄筋コンクリート造（RC）または鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）であること。 新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築基準法における耐震基準）を満たすものであること。 |
| 高さ | 想定浸水深に応じた、一時避難が可能な階数を有すること。 |
| 位置 | 避難困難地域内にあること。 |
| その他 | 常に入出りが可能な施設であること。 |

以上を考慮して、本町では、津波避難困難地域の住民等を対象とした一時退避のための津波避難ビルを指定する。

なお、避難施設の整備に際しては、原則として加味しないものとする。

5 避難路・避難経路

避難路とは、避難者が避難施設（又は避難場所）まで安全に最も短時間で到達できる経路で、本町が主要道路を対象に指定する。

それに対して、避難経路とは地域住民（自治会等）が設定するものをいい、避難施設（又は避難場所）へ至るすべての道路が対象となる。

避難路、避難経路は、避難施設まで最も短時間で到達できる経路を設定するが、安全性の高い経路を定めることが重要であり、次の点に留意する。

■避難路・避難経路の要件

- 家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難路、避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されている。
- 津波が予測よりも早く到達する可能性があること、河川を遡上することなどが考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路を指定・設定することはできる限り避ける。
- 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定する（海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける）。

6 避難方法

(1) 徒歩による避難

避難に際して自動車等を利用することは、次の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

東日本大震災においては、自動車を利用して避難した人が渋滞等に巻き込まれ、自動車ごと津波にのまれた例が少なからずあった。

■徒歩とする理由

- ▶ 地震による沿道家屋の倒壊、落下物等により自動車では通行ができないおそれがある。
- ▶ 停電時は信号や遮断機が動かなくなり、渋滞に巻き込まれるおそれがある。
- ▶ 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のために逃げ遅れるおそれがある。
- ▶ 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある。

(2) 自動車による避難の特例

避難は、原則として徒歩とするが、本町に最も大きな影響を及ぼすと考えられる津波の場合、地震発生から5分前後に津波が到達すると予測されており、海岸沿いの地域（避難困難地域）では徒歩による津波浸水区域外への避難は困難であると考えられる。

また、本町の避難困難地域の場合、人口が集中している上に津波避難ビル等に利用できる人工構造物があまりない状況である。

そのため、本町では、将来を見据え、避難困難地域内に津波避難タワー等の人工構造物を建設する計画であるが、現状においては、避難困難地域の住民等が避難のために自動車を利用することは、災害時要援護者の避難支援と同様にやむを得ないと考えられる。